

補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	区分	補助金の額
(1) 別表第1に定める大会の派遣児童生徒 (大会規定による登録可能人数を上限とする。)及び引率者(2名を上限とする。ただし、国際大会に個人で出場する場合は、引率者の交通費は補助対象としない。)が大会出場のための移動に要する経費のうち、次に該当する交通費等 ア 公共交通機関等(鉄道、バス、船舶及び航空機に限る。)の利用料 ・鉄道を利用する場合、特別車両料金(グリーン車等)は、補助対象としない。 イ 車両の借上料 ウ 有料道路料金 ・イで有料道路を使用した場合 エ 駐車場料金 ・イで駐車場料金が必要な場合 (2) (1)の交通費等に係る違約金 ・天災、感染症の拡大その他やむを得ない理由による大会の中止又は大会への出場の辞退により派遣を取りやめたことに伴い、(1)の交通費等に係る違約金が発生した場合	県大会	100,000円を上限として、2,000円に派遣人数(派遣児童生徒数と引率者の合計人数)を乗じて得た額又は補助対象経費の実績額のいずれか低い額
	東北大会 ・ 全国大会 ・ 国際大会	補助対象経費実績額の3割以内の額(その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)

備考

- 1 区分にかかわらず、大会の開催地が八戸市内の場合、補助金は交付しない。
- 2 中学校の部活動団体に対しては、区分にかかわらず、大会の開催地が青森県内の場合、補助金は交付しない。
- 3 中学校の部活動団体以外の団体が出場する東北大会、全国大会及び国際大会並びに個人で出場する国際大会の開催地が青森県内のときは、県大会の額とする。ただし、上記1に該当する場合を除く。
- 4 補助の対象となるのは、領収書等で支払金額が確認できるものに限る。
- 5 交通手段と宿泊料金がセットになっている旅行商品等を利用する場合で、交通費と宿泊費の金額が明確に確認できないときは、補助対象としない。
- 6 補助金の交付を受けることができるのは、同一年度内において1つの大会につき1回限りとする。